

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2019年8月2日

死刑執行抗議

内閣総理大臣 安倍晋三様
法務大臣 山下貴司様

2019年8月2日、庄子幸一さん（東京拘置所）と鈴木泰徳さん（福岡拘置所）に死刑が執行され、尊い2人の生命と償いへの道が断たれたことに対し、強い落胆と憤りを持って抗議致します。

私たちは、キリスト教の信仰に立って、神によって創造された全ての生命とその尊厳を守るため死刑制度の廃止を願い、これ迄歴代の法務大臣に死刑制度に関する議論を尽くすよう要請すると共に、法改正が成される迄、死刑の執行を停止するよう強く求めて参りました。

死刑は、国家による究極的な暴力です。人為的に人の生命を奪う権利は、国家にも誰にもありません。相次ぐ処刑は、2008年に国連規約人権委員会が日本政府に対して出した「国内の世論調査に関係なく死刑制度の廃止を検討すべき」との勧告を無視するものであり、日本の人権に対する後進性を現すものです。

死刑制度の廃止が国際的な流れであり、廃止国が存置国を上回っている中、存置の理由の一つとされる犯罪抑止力にならないことは統計上も明白です。

近年、手軽にできる SNS 等への投稿内容を見ますと、死刑執行に私たち一人ひとりが関わっていることを全く意識することなく、また、処刑の責務を果たさざるを得ない刑務官の苦悩を顧みることなく、まるで他人事のように処刑による殺人を容認する、或は積極的に賛同する内容が目立ちます。これは、私たちが死刑制度に関する十分な情報を得ることができないこと、また、深く議論する場がないことの一つの表れです。悲惨な事件がこれ以上繰り返されないため、生命の尊厳を重んじる心を育てる教育こそが、緊急の課題です。

死刑制度廃止に向けて冷静な議論を尽くし、一日も早い廃止に向けた法整備を進めるよう、強く要望すると同時に、これ以上死刑執行をしないよう、強く要請致します。

人は、たとえ全世界を手に入れても、自分の命を失ったら、何の得があるろうか。
自分の命を買い戻すのに、どんな代価を支払えようか。（聖書）

日本聖公会・正義と平和委員会
委員長 主教 上原榮正